

郵便またはインターネットによる

議決権行使期限

2022年6月27日(月)
午後5時まで



証券コード: 8399

第**106**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日(火)
午前10時(受付開始: 午前9時)

場所

那覇市泉崎2丁目46番地
沖縄ハーバービューホテル
2階 彩海の間

目次

■ 第106期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役9名選任の件	8
添付書類	
■ 事業報告	18
■ 計算書類	35
■ 連結計算書類	37
■ 監査報告書	39

<株主さまへのお願い>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願いいたします。

また、本総会へのご来場につきましては、総会当日の感染拡大の状況や株主様ご自身の体調をご確認のうえ、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、座席についても1m間隔の距離を設けるため、座席数を先着順の154席とさせていただきます。座席数に達した場合は、入場を制限させていただく場合もございます。ご理解、ご協力のほど、何卒お願い申し上げます。

(詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い」をご参照ください。)

※2020年度より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

株 主 各 位

那覇市久茂地1丁目11番1号
株式会社 琉球銀行
取締役頭取 川 上 康

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当銀行第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面またはインターネット（電磁的方法）により事前に議決権を行使いただきますようお願いいたします。

また、本総会へのご来場につきましては、総会当日の感染拡大の状況や株主様ご自身の体調をご確認のうえ、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ① 日 時 2022年6月28日（火）午前10時
- ② 場 所 那覇市泉崎2丁目46番地
沖縄ハーバービューホテル2階 彩海の間
- ③ 目的事項
- 報告事項 ①第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
- ②第106期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件

④ 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、次の3つの方法がございます。

詳細は
3頁～4頁
をご覧ください



株主総会に 出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月28日（火）
午前10時



郵送による 議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年6月27日（月）
午後5時まで



インターネット（電磁的方法） による議決権行使の場合

当銀行指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月27日（月）
午後5時まで

- ① 郵送（議決権行使書面）及びインターネット（電磁的方法）の双方により議決権を行使された場合は、インターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ② インターネット（電磁的方法）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後のインターネット（電磁的方法）による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

以上

▶ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当銀行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当銀行ウェブサイト（<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

1. 事業報告

- | | |
|--|-------------------------------|
| ① 当行の現況に関する事項のうち、「使用人の状況」、「営業所等の状況」及び「その他銀行の現況に関する重要な事項」 | ⑥ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 |
| ② 社外役員に関する事項のうち「社外役員の兼職その他の状況」 | ⑦ 特定完全子会社に関する事項 |
| ③ 当行の新株予約権等に関する事項 | ⑧ 親会社等との間の取引に関する事項 |
| ④ 会計監査人に関する事項 | ⑨ 会計参与に関する事項 |
| ⑤ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 | ⑩ その他 |

2. 計算書類等

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 個別注記表 | ③ 連結注記表 |
| ② 株主資本等変動計算書 | ④ 連結株主資本等変動計算書 |

したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

▶ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当銀行ウェブサイト（<https://www.ryugin.co.jp/corporate/ir/message/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限

2022年6月27日（月）
午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、右記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権電子行使

プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当銀行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



「QRコード行使」による方法

議決権行使書副票に記載のログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中

議案	原案に対する賛否
第一号	賛 否
第二号	賛 否
第三号	賛 否

議決権の数 〇

議決権行使期限 〇〇年〇〇月〇〇日

議決権行使書副票に記載のQRコードを読み取り、ログインIDとパスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

〇〇〇株式会社



- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

議決権行使サイト
〇〇〇株式会社

議決権行使方法の選択

第一号議案
賛否 〇 〇
第二号議案
賛否 〇 〇
第三号議案
賛否 〇 〇

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを申請いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社投票の全ての議案を賛成とされる場合
賛成の選択へ

会社投票の議案について個別に賛否を入力される場合
賛否の選択へ

議決権行使

議決権行使(英文)

1項規定
利用ガイド
ログイン
ログイン

QRコードを用いた
ログインは1回に
限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右頁の「議決権行使ウェブサイトによる方法」をご確認ください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

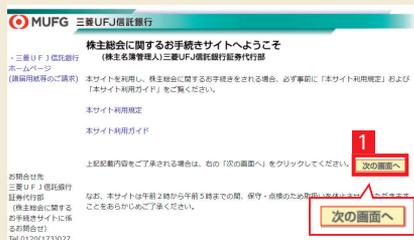
電話番号 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)



「議決権行使ウェブサイト」による方法

・議決権行使ウェブサイトへアクセス。

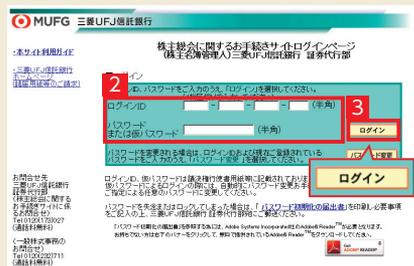
1 「次の画面へ」をクリック



議決権行使ウェブサイト

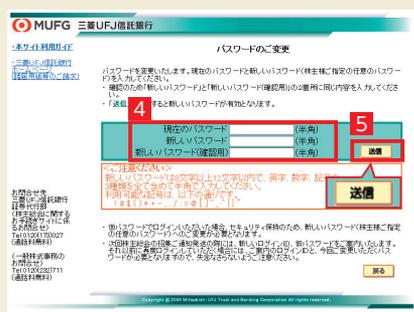
<https://evote.tr.muftg.jp/>

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「ログイン」をクリック

4 新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。



5 「送信」をクリック

6 確認画面が出たら、「確認」をクリック

以降は案内にしたがってご入力願います。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、内部留保の充実に努めつつ、業績や金融環境および将来的な株主価値向上の観点等を含め総合的に勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。

上記基本方針および当期業績結果を総合的に勘案し、当期末の配当につきましては、基本方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
普通株式1株につき金17円50銭とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は742,316,470円となります。これにより、当期の年間配当金は、中間配当金の1株につき金17円50銭と合わせ1株につき金35円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日（水）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第16条 当銀行は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して当該情報を提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当行は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会の任意の諮問機関としてコーポレート・ガバナンス委員会を設置しており、取締役候補者につきましては、同委員会の審議を経て決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位		
①	金城 棟 啓	代表取締役会長	再任	男性
②	川上 康	代表取締役頭取	再任	男性
③	普久原 啓之	代表取締役専務	再任	男性
④	渡嘉敷 靖	常務取締役	再任	男性
⑤	豊田 良二	常務取締役	再任	男性
⑥	島袋 健	常務執行役員	新任	男性
⑦	譜久山 當則	社外取締役	再任	社外 男性
⑧	富原 加奈子	社外取締役	再任	社外 女性
⑨	花崎 正晴	社外取締役	再任	社外 男性



生年月日
1954年8月2日生
所有する当行の株式数
28,948株
取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

1 ^{きん} ^{じょう} 金城 ^{とう} ^{けい} 棟 啓

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年 4月	当行入行	[当行における担当]
2001年 4月	同リスク管理部長	監査部
2004年 6月	同執行役員総合企画部長	
2005年 6月	同取締役総合企画部長	
2008年 6月	同常務取締役	
2012年 4月	同代表取締役頭取	
2017年 4月	同代表取締役会長	
	現在に至る	

取締役候補者とした理由

金城棟啓氏につきましては、リスク管理部長、取締役総合企画部長、常務取締役、代表取締役頭取等を歴任し、2017年4月より代表取締役会長を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日
1961年8月19日生
所有する当行の株式数
30,299株
取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

2 ^{かわ} ^{かみ} 川 上 ^{やすし} 康

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 4月	同代表取締役頭取
2010年12月	同コザ支店長		現在に至る
2012年 6月	同営業統括部長		
2013年 6月	同執行役員営業統括部長		
2014年 6月	同取締役営業統括部長		
2015年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長		
2016年 6月	同常務取締役		

取締役候補者とした理由

川上康氏につきましては、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、2017年4月より代表取締役頭取を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としました。



生年月日
1960年9月27日生
所有する当行の株式数
19,328株
取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

3 普久原 啓之

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	当行入行	2017年 4月	同常務取締役
2007年 6月	同名護支店長	2021年 6月	同代表取締役専務 現在に至る
2010年 6月	同コンサルティング営業 部長	[当行における担当] 営業統括部・営業推進部・ペイメント事 業部	
2012年 6月	同人事部長		
2014年 6月	同執行役員人事部長		
2015年 6月	同取締役営業統括部長		
2016年 6月	同取締役総合企画部長兼 関連事業室長		

取締役候補者とした理由

普久原啓之氏につきましては、コンサルティング営業部長、執行役員人事部長、取締役営業統括部長、取締役総合企画部長、常務取締役等を歴任し、2021年6月より代表取締役専務を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日
1961年9月25日生
所有する当行の株式数
17,992株
取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

4 渡嘉敷 靖

再任 男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当行入行	2017年 4月	同常務取締役 現在に至る
2006年 4月	同普天間支店長	[当行における担当] 法人事業部・証券国際部・法人営業部	
2009年 4月	株式会社OCS 専務取締役		
2012年 6月	当行小禄支店長		
2014年 6月	同本店営業部長		
2015年 6月	同執行役員本店営業部長		
2016年 6月	同取締役営業推進部長		

取締役候補者とした理由

渡嘉敷靖氏につきましては、執行役員本店営業部長、取締役営業推進部長等を歴任し、2017年4月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者としてしました。



生年月日
1960年8月25日生
所有する当行の株式数
6,464株
取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

とよ だ りょう じ
5 豊田 良二

再任 **男性**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当行入行	2017年 6月	当行常勤監査役
2010年 6月	同事務統括部長	2021年 6月	同常務取締役
2012年 6月	同監査部長		現在に至る
2014年 6月	同リスク統括部長	
2015年 6月	同執行役員リスク統括部長	[当行における担当]	
2016年 6月	同非常勤執行役員	リスク統括部・事務統括部・事務集中部・審査部	
2016年 6月	株式会社リウコム取締役副社長		

取締役候補者とした理由
豊田良二氏につきましては、事務統括部長、監査部長、執行役員リスク統括部長、事業会社の取締役副社長、当行常勤監査役を歴任し、2021年6月より常務取締役を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者となりました。



生年月日
1963年9月28日生
所有する当行の株式数
1,900株
取締役会への出席状況
一回/一回 (一%)

しま ぶくろ けん
6 島袋 健

新任 **男性**

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4月	当行入行	2022年 4月	同常務執行役員
2012年 6月	同泊支店長		現在に至る
2014年 6月	同人事部次長	
2017年 4月	同人事部副部長	[当行における担当]	
2017年11月	同総務部長	総合企画部・人事部・総務部	
2021年 4月	同総合企画部長		

取締役候補者とした理由
島袋健氏につきましては、人事部副部長、総務部長、総合企画部長を歴任し、2022年4月より常務執行役員を務めている経験および実績等からみて、当行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者と認められることから、取締役候補者となりました。



生年月日
1950年11月8日生
所有する当行の株式数
0株
取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

7 ^{ふく} ^く ^{やま} ^{まさ} ^{のり}
譜久山 當 則

再任

社外

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月	沖縄振興開発金融公庫 入庫	2018年 6月	当行社外取締役 現在に至る
1999年 3月	同調査部長	-----	
2003年 3月	同融資第一部長	[重要な兼職の状況]	
2007年 4月	同理事	なし	
2009年 5月	同副理事長		
2012年 7月	同理事長		
2016年 6月	同理事長退任		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

譜久山當則氏につきましては、当行の独立役員の実効性判断基準を満たし、公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としてしました。



生年月日
1956年8月7日生
所有する当行の株式数
200株
取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

8 ^{とみ} ^{はら} ^{かな} ^こ
富 原 加奈子

再任

社外

女性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月	琉球石油株式会社（現株式会社りゅうせき）入社	2019年 5月	りゅうせき商事株式会社 代表取締役退任
2001年 6月	株式会社りゅうせき経営 企画 担当部長	2019年 6月	株式会社りゅうせき取締 役退任
2003年 6月	同取締役管理部長兼秘書 室長	2020年 6月	当行社外取締役
2005年 6月	同取締役事業開発本部長	2021年 4月	琉球大学非常勤理事 現在に至る
2011年 6月	同常務取締役事業開発本部長 兼ホテル飲食事業部長	-----	
2014年 5月	りゅうせき商事株式会社 代表取締役	[重要な兼職の状況]	
2014年 5月	株式会社りゅうせき取締 役（非常勤）	琉球大学非常勤理事	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

富原加奈子氏につきましては、当行の独立役員の実効性判断基準を満たし、他社役員経験に基づく経営管理に関する豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としてしました。



生年月日
1957年1月11日生
所有する当行の株式数
1,700株
取締役会への出席状況
17回/17回 (100%)

9 ^{はな} ^{ざき} ^{まさ} ^{はる}
花 崎 正 晴

再任

社外

男性

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|---------------------|----------|------------------|
| 1979年 4月 | 日本開発銀行（現日本政策投資銀行）入行 | 2020年 4月 | 埼玉学園大学教授 |
| 1985年 7月 | 在パリ経済協力開発機構 | 2020年 6月 | 当行社外取締役
現在に至る |
| 1994年 3月 | 米国ブルッキングス研究所 | | |
| 2000年10月 | 一橋大学経済研究所助教授 | | |
| 2007年10月 | 日本政策投資銀行設備投資研究所長 | | |
| 2012年 4月 | 一橋大学大学院商学研究科教授 | | |

[重要な兼職の状況]

- 埼玉学園大学教授
一橋大学名誉教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

花崎正晴氏につきましては、当行の独立役員の独立性判断基準を満たし、海外勤務経験およびコーポレートガバナンスを専門とする大学教授としての豊富な経験と専門的な知見により、当行取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者と認められることから、社外取締役候補者としました。

- 注 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏は、社外取締役候補者であります。
3. 譜久山當則氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年です。
4. 富原加奈子氏、花崎正晴氏は、現在当行の社外取締役であり、社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年です。
5. 当行は譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏の3名を独立役員として株式会社東京証券取引所および証券会員制法人福岡証券取引所に届け出ており、同3名が取締役に再任され就任した場合は、引き続き同3名を独立役員として届け出る予定であります。
6. 当行は、会社法第427条第1項および当行定款の規定に基づき、社外取締役との間において会社法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする責任限定契約を締結しております。なお、社外取締役候補者である譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏の3名が取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当行は、社外取締役を含む取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。

(ご参考) 当行の独立役員の独立性判断基準につきましては、16頁から17頁に記載しております。

以上

(ご参考) スキル・マトリックス

(社内役員)

(取締役・監査役が有する全ての専門性・知見を網羅するものではありません。)

氏名	役職	トラディショナル バンキング ※1	人材開発/ ダイバーシ ティ	サステナ ビリティ	ペイメント 事業※2	法人コンサルテ ィング (事業承 継・M&A・スト ラクチャードフ ァイナンス等)	個人コンサルテ ィング (富裕層向け コンサル・相続関 連ビジネス等)	DX / IT	コンプライ アンス /リスク管理
金城 棟啓	会長	●		●					●
川上 康	頭取	●	●	●	●			●	
普久原 啓之	専務	●	●		●	●	●		
渡嘉敷 靖	常務	●		●		●	●		
豊田 良二	常務	●						●	●
島袋 健	常務	●	●	●					
金城 均	監査役	●	●						●

※1 経営企画・営業・審査等の従来型の銀行業務部門。

※2 イシューイング・アクワイアリング等のキャッシュレス関連事業。

(社外役員)

(取締役・監査役が有する全ての専門性・知見を網羅するものではありません。)

氏名	役職	企業 経営	金融	人材開発/ ダイバーシ ティ	サステナ ビリティ	財務/ 会計	DX/IT	地域 経済
譜久山 當則	取締役	●	●					●
富原 加奈子	取締役	●		●				●
花崎 正晴	取締役		●		●	●		
高橋 俊介	監査役	●		●	●		●	
中山 恭子	監査役			●		●		●
北川 洋	監査役	●	●				●	●

(ご参考)

独立役員の独立性判断基準

1. 独立性の要件

当行において独立性のある役員とは、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を踏まえ、法令等により求められる社外取締役または社外監査役の要件を満たし、かつ、以下の(1)～(7)のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (4) 当行の主要株主またはその業務執行者
- (5) 当行が寄付を行っている先またはその業務執行者
- (6) 最近において上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
- (7) 次の①から④までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者
 - ① 上記(1)から(6)までに掲げる者
 - ② 当行の子会社の業務執行者
 - ③ 当行の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役の独立性を判断する場合に限る。）
 - ④ 最近において前②、③または当行の業務執行者（社外監査役の独立性判断にあたっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

2. 独立性の判断基準

上記「1.」に掲げる各要件を実質的に判断する基準は、東京証券取引所の「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」を踏まえ、以下の通りとする。

(1) 「主要な取引先」

上記「1. (1)・(2)」における「主要な取引先」とは、当行または取引先の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先とし、具体的な判断基準は以下の通りとする。

- ① 当行を取引先とする者については、当該取引先の直近事業年度の売上高に占める当行からの売上の割合が2%以上の場合
- ② 当行の取引先については、当行の直近事業年度の業務粗利益に占める当該取引先からの収益の割合が2%以上の場合
- ③ 与信取引先については、当行が当該取引先に対し当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の与信を行っている場合、または、当行と同規模以上の与信取引を行っている金融機関がほかになく、かつ、当行の自己査定に基づく債務者区分等からみて、当該取引先の資金調達において当行との与信取引が必要不可欠であり、代替性がない程度に依存していると判断される場合
- ④ 預金取引先については、当該取引先が当行に対して当行の直近事業年度末の総資産の2%以上の預金を行っている場合

(2) 「業務執行者」

上記「1. (1)・(2)・(4)・(5)・(7)」における「業務執行者」の具体的な判断基準は、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者とし、業務執行取締役のみならず使用人を含み、監査役は含まれない。

(3) 「多額の」

上記「1. (3)」における「多額の」の具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間100万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・法律等の専門家
- ② 直近事業年度の売上高に占める当行からの支払いの割合が2%以上のコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する会社に所属する者

(4) 「主要株主」

上記「1. (4)」における「主要株主」の具体的な判断基準は、議決権比率が5%を超える株主とする。

(5) 「寄付」

上記「1. (5)」における「寄付を行っている先」の具体的な判断基準は、当行から過去3年平均で年間100万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付を受けている場合とする。

(6) 「最近」

上記「1. (6)」[1. (7)]における「最近」とは、実質的に現在、上記「1. (1)」から「1. (5)」までに掲げる事由に該当している者と同視できるような場合とし、具体的な判断基準は直近1年間に上記「1. (1)」から「1. (5)」までのいずれかに該当していた場合とする。

(7) 「重要」

上記「1. (7)」における「重要」な者とする具体的な判断基準は、以下の通りとする。

- ① 業務執行者については、各会社の役員・部長クラスの者
- ② 専門サービス会社に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）

(8) 「近親者」

上記「1. (7)」における近親者とは配偶者または二親等内の親族とする。

3. 独立役員の選任基準

上記「1.」の(1)から(7)以外の事情で、当行の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがあると判断される場合は、独立性を認めないことがある。また、上記「1.」の(1)から(7)に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立役員としてふさわしいと当行が考える者については、当該人物が会社法上の社外取締役または社外監査役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当行の独立役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立役員とすることができる。

1. 当行の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本店を含む営業店75カ店（うち出張所14）で構成され、銀行業務を中心とした金融サービスを提供しています。銀行業務では、預金業務、貸出業務、内国為替業務などを取り扱い、円滑な資金仲介機能を通して金融システムの安定、ひいては沖縄県経済の発展に向けて取り組んでいます。

金融経済環境

2021年度の国内経済は、4月～9月期は全国的に「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出され、旅行や外食などの個人消費が控えられたことから、全体として景気は弱い動きとなりました。10月～12月期は9月末に「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が全国的に一斉に解除されて人流が回復したことから、景気は持ち直しの動きがみられました。しかし、2022年1月～3月期は再び全国的に「まん延防止等重点措置」が発出されて人流が抑制されたことに加え、東南アジアからの半導体や部品などの供給不足の顕在化、中国経済の回復鈍化による輸出の減少などで、景気は再び弱い動きとなりました。

沖縄県経済は、基本的には全国と同様の動きとなり、4月～9月期は後退局面、10月～12月期は下げ止まり（底這い）局面へ移行、2022年1月～3月期は再び後退局面となりました。沖縄県では「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」に「飲食店の時短営業」まで加えた人流抑制期間が257日にも及び、産業構成比で製造業の割合が低く第三次産業の割合が高いことから、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を色濃く受けました。

事業の経過および成果

このような環境のもと、中期経営計画「SINKA 2020」の2年目である2021年度は新型コロナウイルス感染症による環境の変化で経済的苦境に陥っているお客さまに対する積極的な支援の取り組みなど、地域活性化に貢献するための各種取り組みを進めてまいりました。

(1) お取引先事業者への取り組み

当行では財務体質を強化する観点から2020年度に「フォワードルッキングな引当」を導入したことで、今後の追加引当を恐れることなく、腰を据えてお客さまの再生支援に取り組む態勢を構築しました。これにより、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対しては、財務面での借入金の返済元金据え置

きや資金繰り支援の他、事業継続・再生に向けた経営改善計画策定や営業面でのト
ップライン支援など伴走型支援を実施いたしました。

また、2020年度に事業継続・雇用維持など「沖縄のリソースを守る」ことを目的
として当行と県内有力企業で設立した「株式会社琉球キャピタル」とともに、県内
大型ホテルの投資案件を実行いたしました。

今後も事業性評価を起点としたお客さまとの深度あるコミュニケーションの強化
によりお客さまの多様なニーズの把握を図るとともに、お客さまの課題解決に向け
た各種ソリューションの提案力強化に努めてまいります。

(2) 個人のお客さまへの取り組み

お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を実践する中、
お客さまのライフプランに沿った商品・資産運用サービスの提供を展開いたしまし
た。特に、高齢化の進展に伴い今後ニーズが増えると想定される相続分野において
の遺言信託や遺産整理業務に注力してまいりました。

また、スマートフォンの普及とともにコロナ禍で高まった非対面での金融取引へ
のニーズに対応した「りゅうぎんアプリ」をリリースし、個人ローンについてもイ
ンターネットを利用した来店不要のローン契約を4商品から9商品に拡充しました。
今後もアプリ機能の順次拡張などデジタル技術を活用した顧客利便性の向上に努め
てまいります。

(3) キャッシュレスに関する取り組み

長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、消費活動のキャッシュレス決済の利
用が促進されたことを受け、店舗や施設では現金にとらわれない多様な決済手段への
対応が求められております。そのような中、当行ではコロナ禍前よりVisaデビット
カードの発行、電子マネーやQR決済にも対応したカード決済端末の普及に取り組ん
でまいりました。カード加盟店数は年々順調に増加し、2021年度のカード取扱高は
過去最高を記録しました。また、2021年度に海外ブランド「銀聯カード」の取扱い
を開始したことに加え、2022年度は隣国台湾で浸透している電子マネー「悠遊カード」
の取扱開始を予定しております。当行では今後もカード利用者と同加盟店の拡大を図
るとともに、カードサービスの魅力を高め、地域のキャッシュレス化に貢献してま
いります。

(4) 店舗運営効率化に関する取り組み

2021年度では、お客さまの待ち時間短縮や窓口サービスの向上を目的として、従
前より進めてまいりましたタブレットを活用した新受付システムやお客さまからの
電話問い合わせを本部に集中する「営業店受電集中」の全店展開が完了しました。

また、店舗に来店するお客さまと本部専門行員とを結び、遠隔から専門性の高い取引相談への対応を可能とする「リモート相談窓口」の運用を開始しました。これによりお客さまに質の高い相談対応を提供するとともに、営業店窓口事務の効率化を実現いたします。

業容面では、貸出金の期末残高は個人向け貸出が住宅ローンを中心に好調に推移したことに加え、地公体向け貸出も増加したことから、前期末を234億32百万円上回る1兆8,222億円となりました。預金等（譲渡性預金含む）の期末残高は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貯蓄性向の高まり等により個人預金を中心に増加したことから、前期末を1,183億11百万円上回る2兆6,095億5百万円となりました。

収益面では、経常収益は、貸出金利息や国債等債券売却益の減少があるものの、住宅ローンに係る手数料収入や預け金利息の増加等により、前期を13億10百万円上回る386億88百万円となりました。

一方、経常費用は、これまで元金を据え置きしていた事業者の返済再開等による債務者区分の良化や景気指標の改善に伴い予想損失率が低下したことにより、一般貸倒引当金が繰入から戻入に転じたことなどから、前期を33億90百万円下回る316億91百万円となりました。

この結果、経常利益は前期を47億1百万円上回る69億96百万円、当期純利益は前期を35億79百万円上回る51億95百万円となりました。

対処すべき課題

当行を取り巻く経営環境はマイナス金利政策の継続や異業種からの金融参入に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気後退やウクライナ情勢をきっかけとした資源価格、物価価格の上昇によってインフレ加速の懸念が高まるなど、金融環境の先行き不透明感が増しており、厳しい環境が続いております。

一方で社会的環境に目を向けますと、新型コロナウイルスの感染症拡大を契機に人々の生活様式や非対面・非接触志向の拡大が急速に高まっていることに加え、気候変動の原因とされる温室効果ガスの削減を目的とした取り組みが世界的な潮流となっており、企業活動の中でも気候変動リスクへの対応の重要性が高まっています。これらの環境変化に伴い、デジタル化や脱炭素化への流れは今後さらに加速していくものと思われま

このような環境下、当行が取り組むべきことは地域社会を下支えすることであり、地域の経済、社会、環境の維持・発展に寄与するため、地域社会やお客さまの課題解決に向けた以下の取り組みを積極的に進めてまいります。

(1) 地域経済再生への取り組み

沖縄県は新型コロナウイルスの感染症拡大により観光関連産業、飲食業を始めとする対面型サービス業を中心に甚大な影響を受けております。当行では銀行の社会的責任である地域社会の持続的な発展に向け、地域経済の再生を図るため、お客さまとのコミュニケーションを密にした上で業況把握の徹底に努め、資金繰り支援や長期借入金の一括化による金融支援の他、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業承継・M&A、販路拡大など適切な支援を実施してまいります。

(2) りゅうぎんグループ間の連携強化

当行では従前からグループ会社間の連携を通じた事業領域の拡大、シナジー創出の実現に取り組んでまいりました。具体的にはリース媒介業務を中心とした株式会社琉球リースとの連携、カード業務を中心とした株式会社OCS、株式会社りゅうぎんディーシーとの連携により、お客さまの機材調達やキャッシュレス化への対応などの課題解決に貢献してまいりました。今後もお客さまの様々なニーズ、課題解決に対応するため、グループガバナンスの高度化を図り、グループ連携による金融分野・非金融分野でのソリューションの提供強化に努めてまいります。

(3) サステナビリティに関する取り組み

当行は気候変動への対応を経営上の重要課題として認識しております。今後、気候変動のリスクが事業・財務内容に与える影響を把握・分析し、気候変動リスクに関するガバナンス態勢の確立、脱炭素化への取り組み強化に努めてまいります。

また、地域金融機関には持続可能な地域社会の実現に向け、金融仲介機能の発揮等の本業以外に気候変動の環境問題など地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた支援強化が求められています。こうした状況に対応するため、当行ではお客さまのSDGs（脱炭素、健康経営等）への取組状況を診断し、課題解決に向けたサポートを通じて、お客さまの価値向上に貢献してまいります。

(4) デジタル化の推進

デジタル庁発足など、政府におけるデジタルトランスフォーメーションの取り組みが進められています。当行ではこれまでも業務のデジタル化を通じて生産性の向上を実現してまいりましたが、引き続き、行内のペーパーレス化を推進し、デジタル技術を活用した与信管理やデータマーケティングなどの高度化を図ってまいります。

また、お客さまの非対面・非接触ニーズに対応した金融サービスのデジタル化を推進するとともに、お取引先企業のデジタル化やIT導入の支援を通じて業務効率化などのサポートを展開してまいります。

昨年度より複数の不祥事件が発覚し、株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。公共的な役割を担い、信用を第一とすべき金融機関としてこのような事態を招いたことについて、役職員一同深く反省し、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付け、全行を挙げて信頼の回復と再発防止に向けて取り組んでまいります。

このような取り組みを通じて、今後も地域や地域のお客さまの多様なニーズにお応えする魅力ある商品、サービスを提供するとともに、地方公共団体とも連携を深め、持続可能な「まちづくり」への関与や地域社会の根本的な課題解決に向けた取り組みをより一層強化してまいります。

② 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預	金	2,159,185	2,218,250	2,457,386	2,590,292
	定期性預金	762,964	735,665	727,710	716,274
	その他	1,396,220	1,482,585	1,729,676	1,874,017
譲渡性預金		39,428	38,631	33,807	19,213
貸	出金	1,720,644	1,745,613	1,798,768	1,822,200
	個人向け	604,677	628,719	641,501	657,505
	中小企業向け	894,719	903,938	940,506	948,940
	その他	221,248	212,956	216,761	215,755
有	価証券	282,070	261,394	336,001	367,133
	国債	74,633	73,938	64,280	69,202
	地方債	7,534	119,547	161,747	189,170
	その他	199,903	67,908	109,973	108,760
総	資産	2,351,674	2,396,224	2,739,475	3,027,731
内国為替取扱高		14,953,006	15,940,590	15,893,424	15,759,955
外国為替取扱高		11,196百万ドル	15,192百万ドル	2,323百万ドル	450百万ドル
経常利益		7,397	5,374	2,295	6,996
当期純利益		5,374	4,009	1,616	5,195
1株当たり当期純利益		131円29銭	93円43銭	37円62銭	121円92銭
信託財産		—	—	—	—
信託報酬		—	—	—	—

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式数を控除した株式数)で除して算出しております。

<ご参考> 連結業績の推移

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	62,117	62,735	57,278	57,011
経常利益	8,661	6,919	3,844	7,930
親会社株主に帰属する当期純利益	6,105	4,951	2,579	5,590
包括利益	6,108	3,297	3,108	4,995
純資産額	128,115	129,960	131,815	135,018
総資産	2,389,613	2,435,689	2,778,142	3,064,865

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額	1,793
---------	-------

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記はシステム関連投資及び新本店ビル建設関連が中心で、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含んでおります。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内容	金額
ソフトウェア関連	817
営業店等設備 (改修・更改)	271
事務機器関連	100

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

④ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
りゅうぎんビジネスサービス株式会社	浦添市屋富祖3丁目33番1号	現金精査等 整理業務等	10百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎん総合研究所	那覇市壺川1丁目1番地9	産業、経済、金融に関する調査研究業務等	23百万円	100.00%	—
株式会社りゅうぎんディーシー	那覇市久茂地1丁目7番1号	クレジットカード業務等	195百万円	100.00%	—
りゅうぎん保証株式会社	那覇市東町2番1号	信用保証業務等	20百万円	100.00%	—
株式会社OC	那覇市松山2丁目3番10号	クレジットカード業務等	279百万円	100.00%	—
株式会社琉球リース	那覇市久茂地1丁目7番1号	総合リース業務等	346百万円	100.00%	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、ATMの相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行と提携し、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行と提携し、現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
7. じゅうだん会（株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社筑波銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は、2006年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行および株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
9. 株式会社沖縄銀行との間で、「沖縄経済活性化パートナーシップ（包括業務提携に関する協定書）」を締結しております。

⑤ 事業譲渡等の状況

該当ございません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

① 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
金 城 棟 啓	取締役会長（代表取締役） 監査部担当		
川 上 康	取締役頭取（代表取締役）		
普久原 啓 之	専務取締役（代表取締役） 営業統括部、リテール事業部、 営業推進部、 ペイメント事業部担当		注1
渡嘉敷 靖	常務取締役 法人事業部、法人営業部、 証券国際部担当		
城 間 泰	常務取締役 総合企画部、人事部、 総務部担当		注1
豊 田 良 二	常務取締役 リスク統括部、事務統括部、 事務集中部、審査部担当		
譜久山 當 則	取締役（社外役員）		注2,4
富 原 加 奈 子	取締役（社外役員）	沖縄県経営者協会女性リーダー部会部 会長 琉球大学非常勤理事	注2,4
花 崎 正 晴	取締役（社外役員）	埼玉学園大学教授 一橋大学名誉教授	注2,4
金 城 均	監査役（常 勤）		
高 橋 俊 介	監査役（社外役員）	慶應義塾大学大学院政策・メディア研 究科特任教授 ピープル・ファクター・コンサルティ ング 代表	注3,4
中 山 恭 子	監査役（社外役員）	JTS税理士法人代表社員 公認会計士、税理士	注3,4, 5,6
北 川 洋	監査役（社外役員）		注3,4

注 1. 2022年4月1日付で次の通り取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	地位及び担当
普久原 啓 之	営業統括部、営業推進部、ペイメント事業部担当
城 間 泰	取締役（非常勤）

2. 取締役譜久山當則氏、富原加奈子氏及び花崎正晴氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 譜久山當則氏、富原加奈子氏、花崎正晴氏、高橋俊介氏、中山恭子氏及び北川洋氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所に對し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役中山恭子氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 中山恭子氏の氏名は職業上使用している氏名であり、戸籍上の氏名は戸田恭子氏であります。

② 会社役員に対する報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

イ. 役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当行は定款にて取締役ならびに監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定めるとしています。

ロ. 役員報酬額決定に関する内容

2019年6月27日開催の第103期定時株主総会におきまして、取締役の報酬限度額を月額から年額に改め、月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額168百万円以内、うち社外取締役の報酬の額は年額15百万円以内と改定させていただきました（決議時点の取締役の人数10人、うち社外取締役2人）。報酬制度が当行の持続的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、当行の取締役報酬を固定報酬と業績連動報酬のバランスを勘案しつつ、「基本報酬」（固定）、「賞与」（短期業績連動）及び「株式報酬」（株価及び中長期業績連動）の3種類により構成し、各報酬割合を概ね6：1：3となるような構成といたしました。なお上記の年額報酬の範囲内で、基本報酬と賞与を支給することといたしました。また、監査役の報酬限度額についても、改定前の月額報酬額を年額換算した金額と同額である年額36百万円以内（決議時点の監査役の人数4人）と改定させていただきました。

また、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その総額は年額80百万円以内、付与する株式数の上限は年間8万株以内といたしました。

「基本報酬」につきましては、東証一部上場企業における社長の報酬総額も参考にしつつ頭取の報酬水準を定め、他の取締役については役位または役割に基づき一定の割合を乗じて傾斜配分を行い月次で支給しております。「賞与」につきましては、単年度業績を反映した金銭報酬として、各種目標指標を設定し、当該目標の達成状況により算定された支給総額を、対象取締役に対して傾斜配分により年次で支給しております。「株式報酬」につきましては、中長期的な企業価値の向上に繋がるよう、株主の皆様と取締役との価値共有促進の観点から、対象取締役の役位または役割に基づき支給株数を固定し、年次で支給しております。なお、「株式報酬」にかかる譲渡制限につきましては、任期満了を含む正当な理由により当行の取締役を退任したことをもって解除することとしております。

なお2019年度において取締役、監査役および執行役員に対するストック・オプション報酬制度を廃止し、以降は新たな発行を行っておりません。

八、報酬額支給の決定に関する手続きの概要

当事業年度における当行の役員報酬は、譲渡制限付き株式報酬および役員賞与である業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されておりますが、取締役各々の報酬額支給については社外取締役が委員長を務めるコーポレート・ガバナンス委員会への諮問により決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会は基本的にコーポレート・ガバナンス委員会の答申を尊重して、決定方針に沿うものであると判断・決議しております。なお、監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成されておりますが、監査役各々の報酬額については、監査役会に諮問したあと取締役会で決議しております。

- ・取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、対象取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給することとしておりますが、当事業年度における賞与の業績連動部分に係る指標の目標および実績、賞与支給額は次の通りです。なお、当該業績指標については、収益力の向上と安定的な株主還元により持続的な企業価値の向上を図るため、総合的な観点から主要な経営指標をバランス良く選定しております。

各種目標

	目標	実績 (達成率)	業績連動報酬 に占める割合	達成状況	総支給額
① [単体] 顧客向けサービス利益	44億円	50億円 (113.6%)	25%	達成	405万円
② [連結] ROE	3.5%	4.2% (120.0%)	25%	達成	405万円
③ [連結] 総還元性向	30.0%	35.5% (118.3%)	25%	達成	405万円
④ 時価総額	対前年比 +16.0%	対前年比 +0.8% (86.9%)	25%	未達成	—

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(単位:百万円)

役員区分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
			固定報酬	役員賞与	譲渡制限付株式
取締役	10人	148	119	12	28
監査役	5人	30	30	—	—

- 注 1. 業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 2. 非金銭報酬として取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式を交付しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当行は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員および支配人である管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料はその全額を当行が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合にかかる損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	期待される役割に関して行った職務の概要
譜久山當則	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして13回出席しております。	公的金融機関の理事長経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と専門的な知見により、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
富原加奈子	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして13回出席しております。	他社役員経験に基づく企業経営に關しての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。
花崎正晴	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回出席しております。 また、監査役会にオブザーバーとして11回出席しております。	公的金融機関での勤務経験に基づく金融全般に関する豊富な経験と、大学教授としての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に關して必要な発言を適宜行っております。
高橋俊介	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、監査役会15回のうち15回出席しております。	コンサルタントおよび大学教授としての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に關して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に關する重要事項等を協議しております。
中山恭子	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち15回出席しております。	会計の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会等における議案等の審議に關して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に關する重要事項等を協議しております。

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	期待される役割に関して行った職務の概要
北川 洋	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回、監査役会15回のうち15回出席しております。	上場企業役員経験に基づく企業経営に関しての豊富な経験と高い見識から、取締役会等における議案等の審議に関して必要な発言を適宜行っております。また監査役会においては監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項等を協議しております。

② 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	21	—

③ 社外役員の意見

特段ございません。

4. 当行の株式に関する事項

- ① 株式数 発行可能株式総数 65,000千株
発行済株式の総数 42,418千株
(自己株式を除いております。)
- ② 当年度末株主数 15,444名
- ③ 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,996千株	14.13%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,183	5.14
琉球銀行行員持株会	1,058	2.49
豊里友成	900	2.12
D F A I N T L S M A L L C A P V A L U E P O R T F O L I O	881	2.07
沖縄電力株式会社	689	1.62
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	683	1.61
株式会社オーエスジー	485	1.14
大同火災海上保険株式会社	474	1.11
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	393	0.92

- 注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式(690千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役(社外取締役除く)	6人	36千株

計算書類

第106期末(2022年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	770,281	預金	2,590,292
現金	38,566	当座預金	25,783
預け金	731,714	普通預金	1,812,498
金銭の信託	518	貯蓄預金	7,575
有価証券	367,133	通知預金	172
国債	69,202	定期預金	716,274
地方債	189,170	その他の預金	27,987
社債	14,703	譲渡性預金	19,213
株式	6,831	借入金	280,012
その他の証券	87,225	借入金	280,012
貸出金	1,822,200	外国為替	78
割引手形	3,137	売渡外国為替	16
手形貸付	73,211	未払外国為替	62
証書貸付	1,607,201	その他負債	8,449
当座貸越	138,649	未払法人税等	853
外国為替	6,208	未払費用	550
外国他店預け	6,208	前受収益	729
買入外国為替	0	金融派生商品	1,054
その他資産	31,193	資産除去債務	444
前払費用	71	その他の負債	4,817
未収収益	1,723	賞与引当金	615
先物取引差入証拠金	1,246	役員賞与引当金	12
金融派生商品	20	退職給付引当金	420
中央清算機関差入証拠金	20,000	睡眠預金払戻引当金	22
その他の資産	8,132	偶発損失引当金	99
有形固定資産	20,295	再評価に係る繰延税金負債	1,947
建物	5,552	支払承諾	7,809
土地	12,563	負債の部合計	2,908,974
建設仮勘定	948	純資産の部	
その他の有形固定資産	1,230	資本金	56,967
無形固定資産	4,310	資本剰余金	12,882
ソフトウェア	3,774	資本準備金	12,840
その他の無形固定資産	535	その他資本剰余金	42
前払年金費用	1,473	利益剰余金	49,304
繰延税金資産	4,713	利益準備金	3,462
支払承諾見返	7,809	その他利益剰余金	45,841
貸倒引当金	△ 8,405	繰越利益剰余金	45,841
資産の部合計	3,027,731	自己株式	△ 575
		株主資本合計	118,579
		その他有価証券評価差額金	△ 777
		土地再評価差額金	776
		評価・換算差額等合計	△ 1
		新株予約権	179
		純資産の部合計	118,757
		負債及び純資産の部合計	3,027,731

第106期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		38,688
資金運用収益	28,325	
貸出金利息	26,194	
有価証券利息配当金	1,858	
コールローン利息	△ 7	
預け金利息	270	
その他の受入利息	9	
役務取引等収益	8,225	
受入為替手数料	1,642	
その他の役務収益	6,583	
その他業務収益	450	
外国為替売買益	60	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	389	
その他経常収益	1,686	
貸倒引当金戻入益	731	
償却債権取立益	256	
株式等売却益	100	
金銭の信託運用益	24	
その他の経常収益	573	
経常費用		31,691
資金調達費用	108	
預金利息	107	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息	△ 1	
債券貸借取引支払利息	1	
借入金利息	0	
役務取引等費用	4,591	
支払為替手数料	272	
その他の役務費用	4,319	
その他業務費用	1,208	
国債等債券売却損	937	
国債等債券償還損	270	
営業経費	24,623	
その他経常費用	1,158	
貸出金償却	183	
偶発損失引当金繰入	74	
株式等売却損	206	
株式等償却	35	
その他の経常費用	658	
経常利益		6,996
特別利益		548
退職給付制度改定益	548	
特別損失		359
固定資産処分損	217	
減損損失	141	
税引前当期純利益		7,185
法人税、住民税及び事業税	1,477	
法人税等調整額	512	
法人税等合計		1,989
当期純利益		5,195

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	770,553	預金	2,587,046
金銭の信託	518	譲渡性預金	11,213
有価証券	364,179	借入金	297,872
貸出金	1,804,414	外国為替	78
外国為替	6,208	その他負債	21,967
リース債権及びリース投資資産	21,510	賞与引当金	674
その他資産	66,272	役員賞与引当金	12
有形固定資産	23,246	退職給付に係る負債	223
建物	5,707	役員退職慰労引当金	14
土地	13,233	睡眠預金払戻引当金	22
リース資産	46	偶発損失引当金	99
建設仮勘定	948	ポイント引当金	175
その他の有形固定資産	3,310	利息返還損失引当金	215
無形固定資産	4,466	再評価に係る繰延税金負債	1,947
ソフトウェア	3,919	支払承諾	8,283
リース資産	9	負債の部合計	2,929,846
その他の無形固定資産	537	純資産の部	
退職給付に係る資産	1,032	資本金	56,967
繰延税金資産	5,651	資本剰余金	14,220
支払承諾見返	8,283	利益剰余金	64,252
貸倒引当金	△ 11,471	自己株式	△ 575
		株主資本合計	134,864
		その他有価証券評価差額金	△ 775
		土地再評価差額金	776
		退職給付に係る調整累計額	△ 25
		その他の包括利益累計額合計	△ 24
		新株予約権	179
資産の部合計	3,064,865	純資産の部合計	135,018
		負債及び純資産の部合計	3,064,865

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		57,011
資金運用収益	27,788	
貸出金利息	26,364	
有価証券利息配当金	1,150	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 7	
預け金利息	270	
その他の受入利息	9	
役務取引等収益	10,438	
その他業務収益	16,882	
その他経常収益	1,902	
貸倒引当金戻入益	597	
償却債権取立益	326	
その他の経常収益	978	
経常費用		49,081
資金調達費用	173	
預金利息	107	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 1	
債券貸借取引支払利息	1	
借用金利息	62	
その他の支払利息	2	
役務取引等費用	4,468	
その他業務費用	15,739	
営業経費	27,150	
その他経常費用	1,550	
その他の経常費用	1,550	
経常利益		7,930
特別利益		548
固定資産処分益	0	
退職給付制度改定益	548	
特別損失		363
固定資産処分損	221	
減損損失	141	
税金等調整前当期純利益		8,115
法人税、住民税及び事業税	1,971	
法人税等調整額	554	
法人税等合計		2,525
当期純利益		5,590
親会社株主に帰属する当期純利益		5,590

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

2022年5月9日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田島昇
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口輝朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 琉球銀行
取締役会 御中

2022年5月9日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田島昇
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川口輝朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社琉球銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社琉球銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成るグループ企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

なお、事業報告に記載のとおり、複数の不祥事件が発生したことを厳粛に受け止め、法令等順守態勢や内部管理態勢の強化に向けた取り組みについて、これまで以上に監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

株式会社 琉球銀行 監査役会

常勤監査役 金城 均 印

社外監査役 高橋 俊介 印

社外監査役 中山 恭子 印

社外監査役 北川 洋 印

以上

株主総会会場のご案内

場 所：那覇市泉崎 2 丁目46番地 TEL(098)853-2111
沖縄ハーバービューホテル 2階 彩海の間

交 通：「那覇バスターミナル」または
「ゆいレール壺川駅」より 徒歩約10分



<株主さまへのお願い>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただきますようお願いいたします。

また、本総会へのご来場につきましては、総会当日の感染拡大の状況や株主様ご自身の体調をご確認のうえ、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

なお、座席についても1m間隔の距離を設けるため、座席数を先着順の154席とさせていただきます。座席数に達した場合は、入場を制限させていただく場合もございます。

ご理解、ご協力のほど、何卒お願い申し上げます。

(詳細は、別紙「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い」をご参照ください。)

※2020年度より、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。